

政治的公平の解釈について（政府統一見解）より

一つの番組のみでも、例えば、

- ①選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
- ②国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として **「政治的に公平であること」を確保しているとは認められない**との考え方を示し、その旨、回答したところである。

「内閣総理大臣の異議」の制度

行政事件訴訟法

第27条 第25条第2項の申立て（※「処分の取消しの訴えの提起」のこと）があつた場合には、**内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。**執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

4 第1項の**異議があつたときは**、裁判所は、**執行停止をすることができず**、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを**取り消さなければならない。**

自由民主党 「日本国憲法改憲草案」 より

日本国憲法

第21条

①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

自民党「日本国憲法改憲草案」

第21条 表現の自由

①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

②前項の規定にかかわらず、**公益及び公の秩序**を害することを目的とした**活動**を行い、並びにそれを目的として**結社**をすることは、**認められない**。

③検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

自民党「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」より

Q18
表現の自由を保障した 21 条に第 2 項を追加していますが、この条文は表現の自由を大きく制約するのではないですか？

「活動」とは、公益や公の秩序を害する直接的な行動を意味し、これが禁じられることは、極めて当然のことと考えます。また、そういう活動を行うことを目的として**結社することを禁ずるのも、同様に当然のこと**と考えます。

高市早苗総務大臣 HP コラム (2月11日更新) より

仮に免許人等が、テロリスト集団が発信する思想に賛同してしまっ、**テロへの参加を呼び掛ける番組を流し続けた場合**には、「放送法」第4条の「公安及び善良な風俗を害しないこと」に抵触する可能性があるでしょう。

仮に免許人等が、地方選挙の候補者になろうと考えて、**選挙に近接した期間や選挙期間中に自分の宣伝番組のみを流し続けた場合**には、「放送法」第4条の「政治的に公平であること」に抵触する可能性があるでしょう。

日本の「報道の自由度ランキング」

